

1 御意見の総数

(1) 総数 : 23,820通

(2) 内訳

ア 提出先

施行令案宛 : 10,998通 運用基準案宛 : 10,084通 組織令改正案宛 : 2,738通

イ 提出方法

e-Gov : 19,668通 電子メール : 803通 FAX : 2,212通 郵送 : 1,137通

2 意見募集の結果を踏まえた主な修正点

- 1 基本的な考え方に、国民の知る権利の尊重について具体的に記述しました。
- 2 別表第1号(防衛に関する事項)該当性について、米軍に関する事項は、自衛隊との関わりの限りで指定の対象となることを明らかにしました。
- 3 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による違法行為の事実は特定秘密に指定してはならないことを明記しました。
- 4 緊急廃棄した時は、その理由等を記載した書面を作成し、行政機関の長等に報告するものとなりました。
- 5 適性評価の苦情処理の結果を通知する際は、判断の根拠等を具体的に説明することとしました。
- 6 内閣府独立公文書管理監が行政機関の長に特定秘密の指定等については是正を求めたときは、内閣保全監視委員会にもその内容を通知することとしました。
- 7 運用基準は、特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合に見直すとともに、定期的、又は必要に応じ見直すこととしました。また、その内容も公表することとしました。

3 意見募集で寄せられたその他の主な御意見

(※ 【】は資料2(御意見に対する考え方)のページ)

1 運用基準案関係

- 国民にすべての情報を公開することは不可能だが、情報へアクセスする権利を保障すべきである【→ P. 6】
- 別表該当性については、いずれも無限定な規定であり、あまりにも広範である。【→ P. 10～11】
- 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密についても、すべて国立公文書館等に移管すべき。【→ P. 23】
- チェック機関はすべての情報にアクセスできるべき。【→ P. 40】

2 施行令案関係

- 指定を行う行政機関の数が多い。【→ P. 47】
- 特定秘密指定管理簿に指定の責任者等を明記すべき【→ P. 48】
- 指定の有効期間が満了した行政文書を廃棄してはならない旨規定すべき。【→ P. 50】

3 内閣府本府組織令改正案関係

- 独立公文書管理監は、内閣府に置くべきではない。内閣から独立した組織がよい。【→ P. 59】

4 その他(特定秘密保護法に関する意見等)

- 特定秘密保護法は知る権利を侵害する憲法21条、自由権規約19条違反であり、廃止すべき。【→ P. 61】
- 2014年7月26日、自由権規約委員会より日本政府に対して出された勧告意見にしたがって、日本政府は直ちに特定秘密保護法を抜本的に見直すべき。【→ P. 61】
- ツワネ原則に基づき、情報公開が進められ、知る権利を保障する方向で、全面的な見直しを行うべき。【→ P. 62】
- 特定秘密保護法は、指定の対象とされる情報の範囲が明確でなく、広すぎる。【→ P. 63】
- 報道関係者・研究者・市民運動家が違法・不当な方法で特定秘密を取得する行為の処罰規定は濫用される危険が大きく、報道の自由・学問研究の自由・知る権利を侵害するおそれがあるため、廃止すべき。【→ P. 64】
- 法律をそのままにして、運用基準でチェック機関設置や内部通報制度を確立しても有効に機能しない。【→ P. 65】
- 政令や運用基準の制定そのものに反対。【→ P. 66】